

(11) クリアランスシール

視覚障害者が日常、視覚障害者誘導用ブロックを利用する際に、視覚障害者誘導用ブロックの上に物を置かれないために、線状ブロックの上には、啓発のためのクリアランスシールを設置するものとする。

<解説>

視覚障害者が歩行において視覚障害者誘導用ブロックを利用する際に、物や自転車などが視覚障害者誘導用ブロックの上に置かれると、視覚障害者にとって非常に危険であり、安全に歩行できない状態となる。

このため、沿道の方や道路利用者に対して、視覚障害者誘導用ブロックの意味と、物を置いてはいけないということを伝えるために設置するものである。

記載された文字が、磨耗や汚れなどにより消えかけたり、読み取りにくくなった場合には、適宜補修を行なうものとする。

図11-1 クリアランスシール

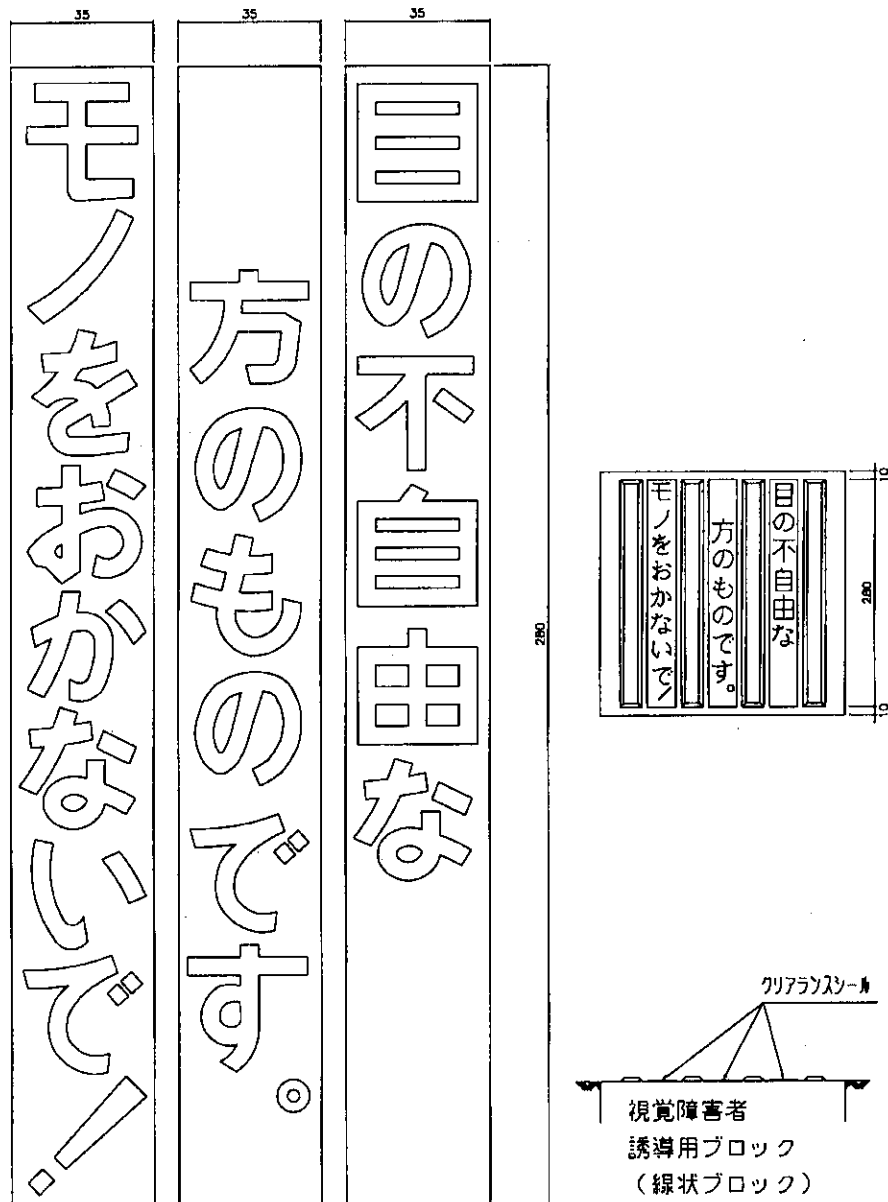
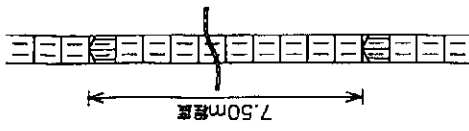
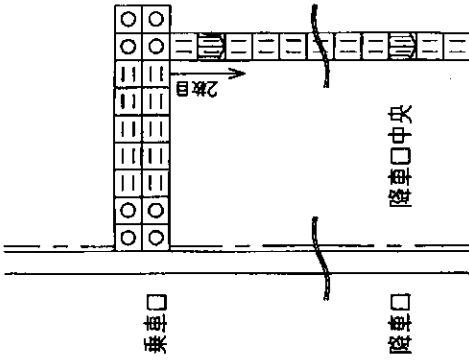


図 1 1 - 2 クリアランスシールの設置箇所

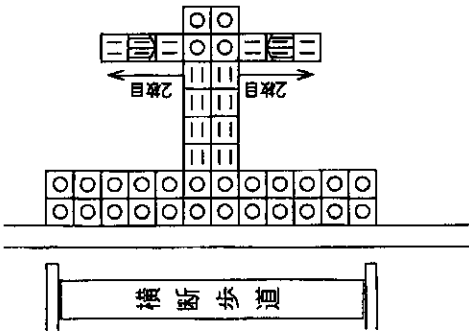
・直線誘導



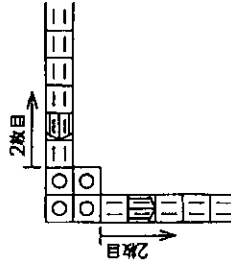
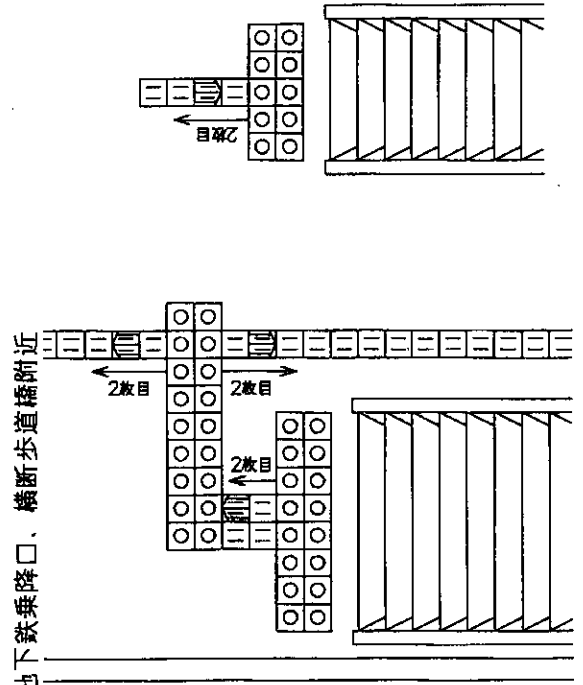
・バス停留所附近



・交差点の溜り場附近



・地下鉄乗降口、横断歩道橋附近



注. この図面はシール貼り付け箇所の標準であるが、現場に順応するものとする。

- 凡例
- 点状ブロック
 - ▨ 線状ブロック
 - ▧ クリアランスシール貼り付け箇所 (貼り付け方向 ←)

* 貼り付け方向については、交通機関から誘導施設への方角とする。